

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞（九件）……………一
……………（住宅政策本部民間住宅部不動産業課）…

○令和五年東京都告示第六百三十九号（平成二十一年東京都告示第千三百三十六号（東京都建築物環境配慮指針）の全部改正）の一部改正……………三
……………（環境局気候変動対策部環境都市づくり課）…

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………四
……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………六
……………（同）…

○東京港湾隣接地域の解除に関する公聴会の開催……………七
……………（港湾局港湾経営部経営課）…

告示

●東京都告示第四百七十七号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

令和八年二月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 日時 令和八年三月三日 午前十時三十分
二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部民間住宅部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社青建社

(二) 代表者氏名 代表取締役 青木 龍剛

(三) 主たる事務 昭島市東町四丁目十番十四号
所の所在地

(四) 免許証番号 東京都知事(3)第九八〇四五号

(五) 免許年月日 令和七年七月三日

●東京都告示第四百四十八号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

令和八年二月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 日時 令和八年三月三日 午後二時三十分
二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部民間住宅部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社シーベヌ

(二) 代表者氏名 代表取締役 岩崎 峰雄

(三) 主たる事務 杉並区上高井戸一丁目十三番一号
所の所在地

(四) 免許証番号 東京都知事(6)第七八八二八号

(五) 免許年月日 令和七年八月四日

●東京都告示第四百四十九号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

令和八年二月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 日時 令和八年三月四日 午前十時三十分
二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部民間住宅部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 有限会社信明商事

(二) 代表者氏名 取締役 秋元 秀子

(三) 主たる事務 荒川区東日暮里四丁目三十六番二十三
所の所在地 号

(四) 免許証番号 東京都知事(5)第八三九四八号

(五) 免許年月日 令和六年十二月十七日

●東京都告示第五百十号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

令和八年二月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 日時 令和八年三月四日 午後一時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部民間住宅部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 SEG株式会社

(二) 代表者氏名 代表取締役 目黒 啓太

(三) 主たる事務所の所在地 渋谷区広尾五丁目三番十三号

(四) 免許証番号 東京都知事(2)第一〇三三六二号

(五) 免許年月日 令和六年四月二十六日

●東京都告示第百五十一号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

令和八年二月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 日時 令和八年三月四日 午後三時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部民間住宅部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 アイハウス株式会社

(二) 代表者氏名 代表取締役 藤原 一誠

(三) 主たる事務所の所在地 板橋区赤塚二丁目九番六号

(四) 免許証番号 東京都知事(2)第一〇三九九九号

(五) 免許年月日 令和六年九月二十日

●東京都告示第百五十二号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

令和八年二月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 日時 令和八年三月五日 午前十時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部民間住宅部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 サントラスト株式会社

(二) 代表者氏名 代表取締役 山崎 太介

(三) 主たる事務所の所在地 千代田区神田三崎町二丁目十二番九号

(四) 免許証番号 東京都知事(2)第一〇二二〇一号

(五) 免許年月日 令和五年六月二十二日

●東京都告示第百五十三号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

令和八年二月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 日時 令和八年三月五日 午後二時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部民間住宅部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社ドリームリンク

(一) 代表者氏名 代表取締役 許 雪清

(二) 主たる事務所の所在地 練馬区豊上二丁目二十一番三号

(三) 主たる事務所の所在地 目黒区目黒一丁目二十四番六号

(四) 免許証番号 東京都知事(3)第九五八九三号

(五) 免許年月日 令和五年十月十一日

●東京都告示第百五十四号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

令和八年二月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 日時 令和八年三月六日 午前十時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部民間住宅部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 有限会社アフィット

(二) 代表者氏名 代表取締役 菅沼 仁

(三) 主たる事務所の所在地 目黒区目黒一丁目二十四番六号

(四) 免許証番号 東京都知事(7)第七三四四四号

(五) 免許年月日 令和五年十一月十七日

●東京都告示第百五十五号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

令和八年二月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 日時 令和八年三月六日 午後二時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部民間住宅部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社東京ネットワーク

(二) 代表者氏名 代表取締役 池田 正博

(三) 主たる事務 品川区西五反田二丁目十五番十三ー二所の所在地 ○二号

(四) 免許証番号 東京都知事(3)第九五八四六号

(五) 免許年月日 令和五年十月四日

●東京都告示第百五十六号

令和五年東京都告示第六百三十九号(平成二十一年東京都告示第千三百三十六号(東京都建築物環境配慮指針)の全部改正)の一部を次のように改正する。

令和八年二月十九日

東京都知事 小 池 百合子

別表第四一の表を次のように改める。

1 中小規模特定建築物(住宅の用途に供する部分に限る。)における誘導すべき省エネルギー性能基準

基準	区分			
	イ 建築物省エネ法第21条第1項に規定する特定一戸建て住宅建築主が新築する事項に規定する分譲型一戸建て規格住宅の用途に供するもの	ロ 建築物省エネ法第24条第1項に規定する特定一戸建て住宅建設業者が新たに建設する事項に規定する請負型一戸建て規格住宅の用途に供するもの	ハ 建築物省エネ法第24条第2項に規定する特定共同住宅等建設工業者が新たに建設する長屋又は共同住宅の用途に供する部分	ニ 建築物省エネ法第21条第2項に規定する特定共同住宅等建築主が新築する長屋又は共同住宅の用途に供する部分
建築物の熱負荷の低減に関する基準	外皮平均熱貫流率が0.6以下であること。	外皮平均熱貫流率が0.6以下であること。	外皮平均熱貫流率が0.46以下であること。	外皮平均熱貫流率が0.6以下であること又は住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準(令和四

設備システム のエネルギー 利用の低減に 関する基準		住宅用途 BEI(再生 エネルギー 除く。)が 0.8以下で あること。	住宅用途 BEI(再生 エネルギー 除く。)が 0.75以下 であるこ と。	住宅用途 BEI(再生 エネルギー 除く。)が 0.8以下で あること。	住宅用途 BEI(再生 エネルギー 除く。)が 0.7以下で あること。	国土交通 省告示第 1106号。 以下「住宅 誘導仕様基 準」とい う。)第1 項(1)、(2) 及び(3)イ に適合する こと。	住宅用途 BEI(再生 エネルギー 除く。)が 0.8以下で あること又 は住宅誘導 仕様基準第 2項に適合 すること。
-------------------------------------	--	---	--	---	---	---	---

別表第四備考1中「住宅用途BEI」と「住宅用途BEI(再生エネルギーを除く。)」及び「第10条第1項第1号ロ」や「第10条第1項第1号カ」及び「イからハまで」を「イからロまで」に改める。

別表第四備考2及び備考3中「第10条第1項第1号ロ」を「第10条第1項第1号ロ(1)」に改める。

附 則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

●東京都告示第百五十七号

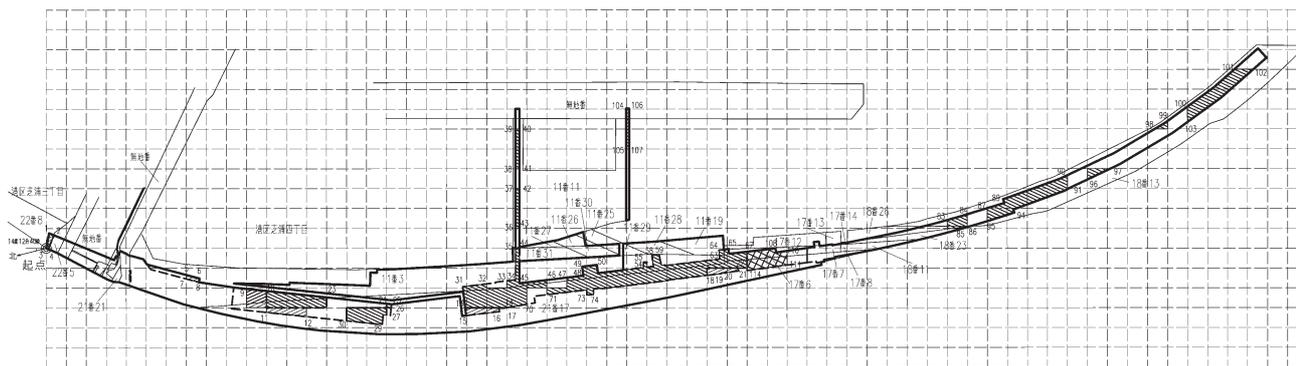
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年二月十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(港区芝浦四丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

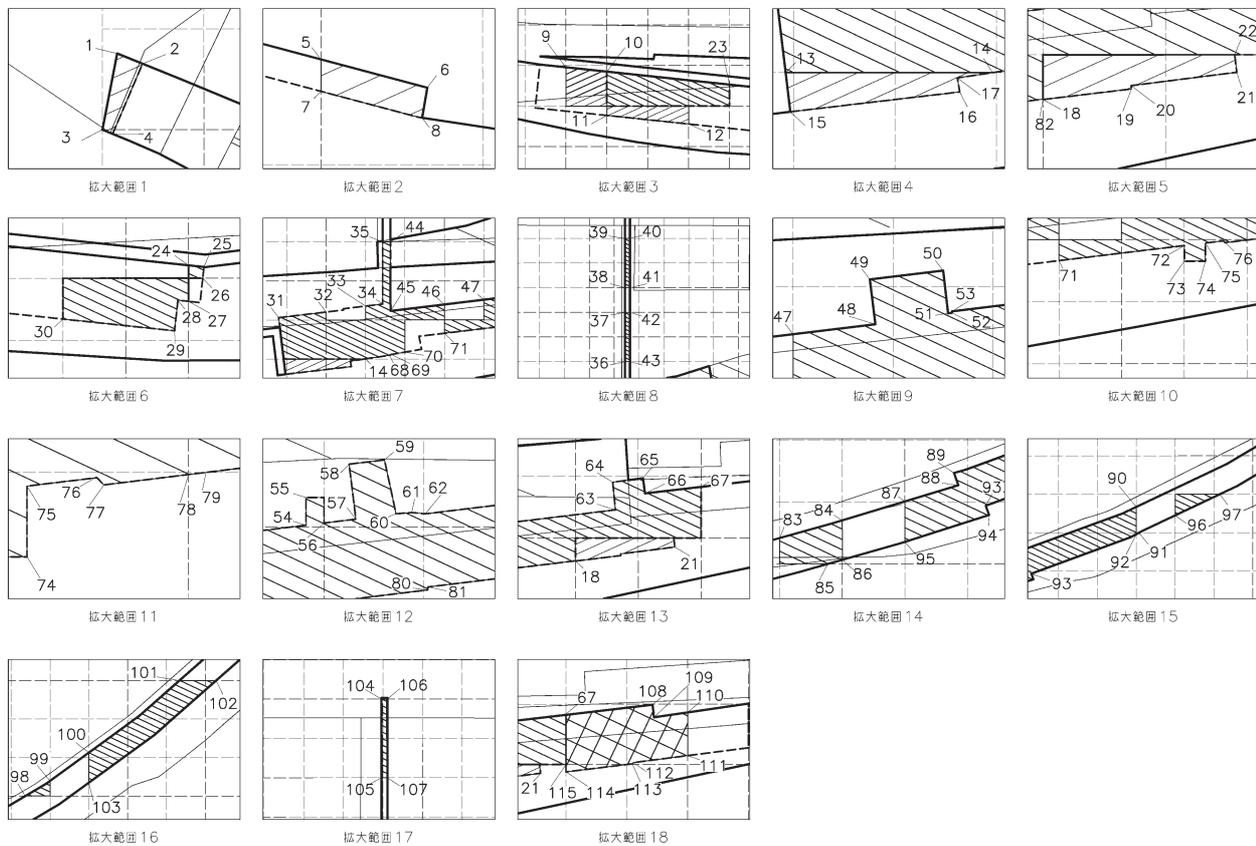
別図



- 【凡例】**
- 単位区画
 - 筆境界
 - - - 調査対象範囲
 - 敷地境界
 - ▨ 形質変更時要届出区域 (令和6年東京都告示第31号により指定した区域)
 - ▧ 形質変更時要届出区域 (令和7年東京都告示第691号により指定した区域)
 - ▩ 形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域)

【基点】
 基点は、座標値 (X=-39534.363, Y=-8027.859) とす。
 ※座標値は、測量法(昭和24年法律第189号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度(14度12分40秒)】
 格子の回転角度は、基点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、基点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。



座標データ

No.	X座標	Y座標															
1	-39537.635	-8020.877	21	-39866.791	-8123.849	41	-39773.296	-8047.105	61	-39831.601	-8111.820	81	-39831.334	-8119.617	101	-40131.642	-8086.276
2	-39539.809	-8022.480	22	-39866.975	-8122.407	42	-39770.841	-8056.799	62	-39832.892	-8112.386	82	-39850.913	-8122.109	102	-40140.824	-8088.602
3	-39534.363	-8027.859	23	-39664.011	-8086.189	43	-39765.931	-8076.187	63	-39859.079	-8115.734	83	-39974.073	-8124.587	103	-40102.504	-8106.254
4	-39535.239	-8028.513	24	-39692.304	-8096.671	44	-39763.477	-8085.881	64	-39859.766	-8111.311	84	-39984.463	-8124.293	104	-39832.302	-8031.101
5	-39598.921	-8058.074	25	-39694.620	-8097.529	45	-39759.165	-8103.023	65	-39864.588	-8111.888	85	-39980.499	-8130.525	105	-39827.397	-8050.490
6	-39604.861	-8061.400	26	-39693.990	-8099.231	46	-39772.779	-8104.767	66	-39864.296	-8114.326	86	-39982.904	-8130.451	106	-39833.742	-8031.466
7	-39598.432	-8060.006	27	-39690.882	-8102.286	47	-39782.771	-8106.046	67	-39873.218	-8115.500	87	-39994.906	-8123.793	107	-39828.832	-8050.854
8	-39604.089	-8063.142	28	-39689.281	-8101.693	48	-39791.004	-8107.101	68	-39756.067	-8113.952	88	-40003.846	-8123.365	108	-39887.421	-8117.370
9	-39626.288	-8072.213	29	-39687.565	-8106.326	49	-39791.583	-8102.571	69	-39756.617	-8113.877	89	-40003.659	-8121.276	109	-39887.143	-8119.450
10	-39635.719	-8075.707	30	-39670.797	-8100.129	50	-39798.924	-8103.510	70	-39760.090	-8114.138	90	-40037.769	-8117.471	110	-39892.703	-8120.025
11	-39633.065	-8086.184	31	-39731.206	-8097.706	51	-39798.336	-8107.813	71	-39770.969	-8111.915	91	-40036.798	-8124.151	111	-39890.948	-8126.953
12	-39651.931	-8093.156	32	-39743.225	-8099.266	52	-39798.715	-8107.862	72	-39790.952	-8114.475	92	-40036.028	-8124.348	112	-39881.995	-8125.882
13	-39728.824	-8108.305	33	-39753.291	-8100.253	53	-39798.774	-8107.722	73	-39790.332	-8116.921	93	-40007.293	-8127.641	113	-39891.779	-8126.036
14	-39749.600	-8113.214	34	-39757.648	-8100.910	54	-39821.033	-8110.583	74	-39793.595	-8117.747	94	-40007.430	-8129.208	114	-39870.900	-8124.853
15	-39729.318	-8112.188	35	-39761.552	-8085.393	55	-39821.719	-8107.852	75	-39794.315	-8114.906	95	-39993.305	-8130.114	115	-39871.198	-8123.476
16	-39745.991	-8114.378	36	-39764.007	-8075.699	56	-39822.831	-8110.793	76	-39797.179	-8115.273	96	-40046.920	-8122.071			
17	-39746.105	-8112.969	37	-39768.917	-8056.311	57	-39826.015	-8111.199	77	-39797.390	-8115.634	97	-40059.429	-8119.567			
18	-39850.905	-8122.137	38	-39771.372	-8046.617	58	-39826.725	-8105.644	78	-39800.863	-8116.072	98	-40085.760	-8105.604			
19	-39858.120	-8123.066	39	-39776.282	-8027.230	59	-39830.262	-8106.097	79	-39801.582	-8116.162	99	-40092.928	-8103.335			
20	-39858.166	-8122.796	40	-39778.206	-8027.717	60	-39830.048	-8111.659	80	-39831.227	-8119.895	100	-40104.423	-8098.876			

●東京都告示第百五十八号

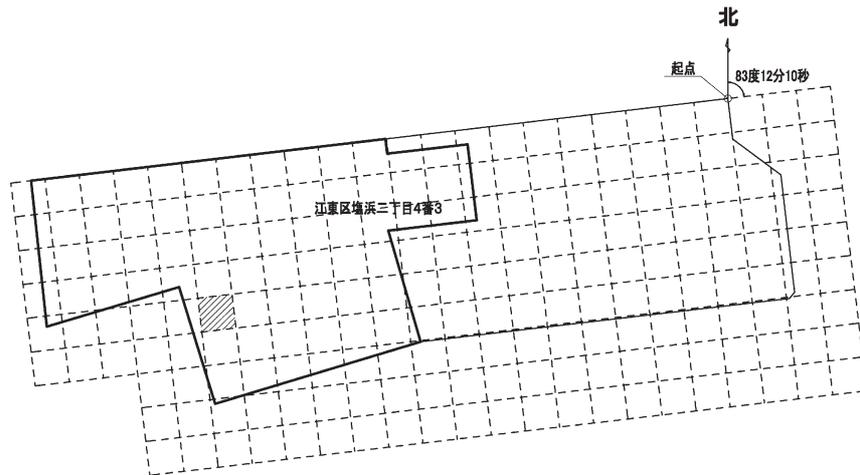
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和五年東京都告示第二百七十二号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年二月十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（江東区塩浜二丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別 図



【凡 例】

- 単位区画
- 筆境界
- 変更範囲
- ▨▨▨▨ 指定を解除する区域

【起 点】
 起点は、江東区塩浜二丁目4番3の最北端とする。

【格子の回転角度：83度12分10秒】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第百五十九号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の
二第二項の規定により、東京港の港湾隣接地域の指定解除
に関する公聴会を次のとおり開催する。

令和八年二月十九日

東京港湾管理者 東京都

代表者 東京都知事 小池百合子

一日時

令和八年三月十二日（木曜日）午後二時

二 場所

新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都庁第二本庁舎八階港湾局八A会議室

三 指定解除しようとする地域（別図のとおり）

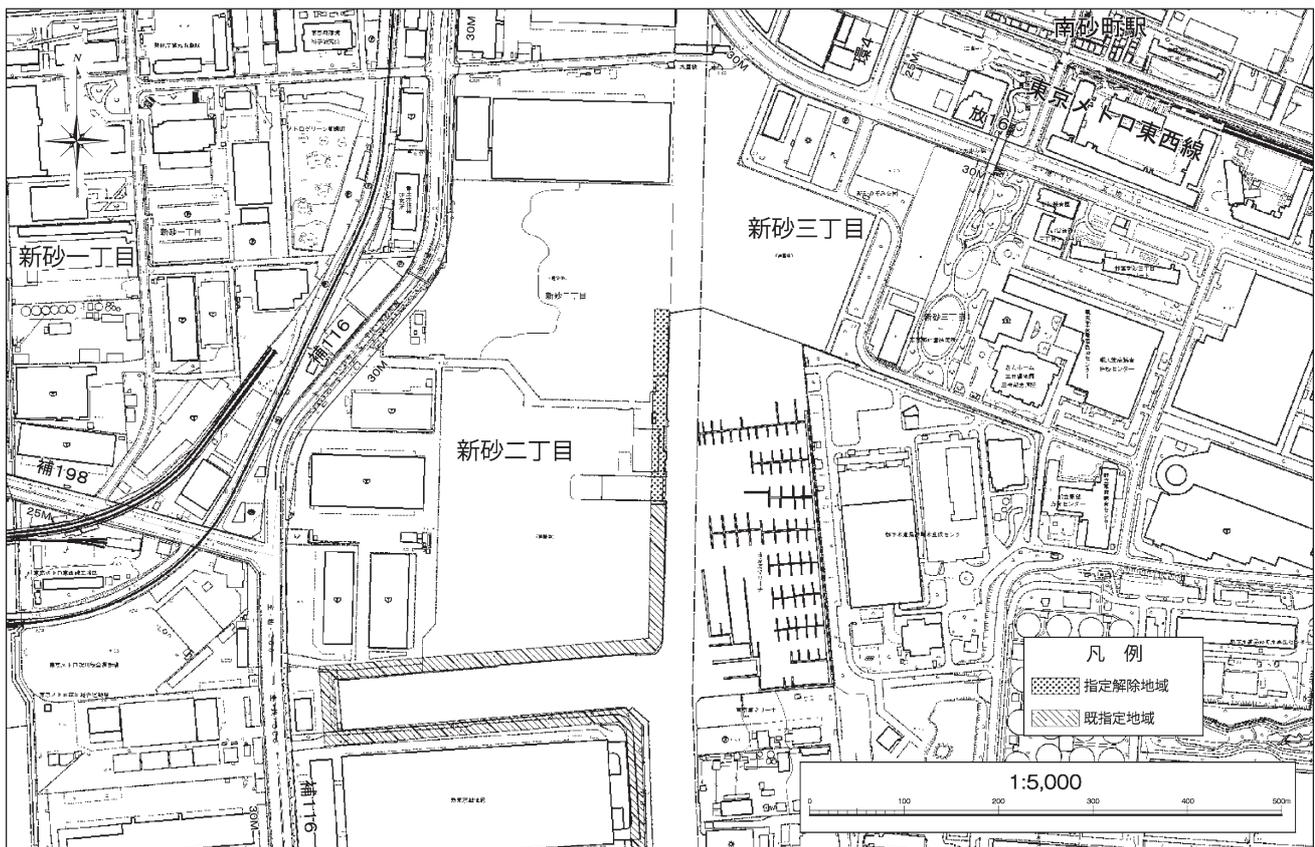
江東区新砂二丁目埋立地のしゅん功に伴い港湾区域に
隣接しなくなった地域

四 公述人の範囲

三に掲げる地域に利害関係を有する者

東京港港湾隣接地域の指定解除（案）

(別図)



発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

